



有毒きのこによる食中毒に注意しましょう

例年、秋になると、有毒きのこによる食中毒が集中して発生します。

県では、9月20日(火)から10月19日(水)までの間を「きのこ中毒予防月間」と定め、有毒きのこによる食中毒の予防を呼び掛けています。

次の3つのポイントに注意して、有毒きのこによる食中毒を防ぎましょう。

有毒きのこによる食中毒予防のポイント

- 知らないきのこは採らない、食べない、売らない、人にあげない。
- 食べられるきのこの特徴を完全に覚える。
- 誤った言い伝えや迷信を信じない。
 - × 「柄が縦に裂けるきのこは食べられる」
 - × 「ナスと一緒に煮ると毒消しになる」 など

- もし、きのこ中毒だと思ったら、すぐに医師の診察を受けましょう。
- 食べたものが残っている場合は、受診の際、お持ちください。

○「有毒きのこにご注意を！」(長野県ホームページ)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuchudoku/dokukinoko.html>

○「毒きのこによる食中毒に注意しましょう」(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kinoko/index.html

【参考】令和2年～3年の長野県内における有毒きのこによる食中毒発生状況

発生年月日	発生場所	摂食者	患者	種類	主な症状
R2.10.16	長野市	2	2	ツキヨタケ	嘔吐

○長野県ではきのこに詳しい方を「きのこ衛生指導員」として委嘱し、きのこに関する正しい知識の普及活動をしています。

「きのこ衛生指導員」による鑑別相談については、最寄りの保健福祉事務所(保健所)の食品衛生相談窓口へお尋ねください。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、鑑別相談を実施できない場合があります。必ず事前に電話で予定を確認してからお越しください。)

○保健福祉事務所（保健所） 食品衛生相談窓口
【平日：午前8時30分～午後5時15分】

相談窓口	電話番号
佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0267-63-3297
上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0268-25-7152
諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0266-57-2929
伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-76-6839
飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-53-0446
木曾保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0264-25-2235
松本保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0263-40-1942
大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0261-23-6528
長野保健福祉事務所 食品・生活衛生課	026-225-9065
北信保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0269-62-3106
長野市保健所 食品生活衛生課	026-226-9970
松本市保健所 食品・生活衛生課	0263-40-0705

○県内産野生きのこ類及び原木栽培きのこの放射性物質検査及び野生きのこの情報
<https://www.pref.nagano.lg.jp/ringyo/kurashi/shobo/genshiryoku/hoshasen/hoshase/kennaisankinoko.html>

※食品衛生法に定める放射性セシウムの基準値を超える値が検出されたことから、野生きのこの採取等について自粛を要請している地域があります。

○【長野県内の山林等へ入られる皆様へのお願い】
<https://www.pref.nagano.lg.jp/enchiku/documents/chuikanki.pdf>

※CSF(豚熱)のまん延を防ぐため、皆様のご協力をお願いします。

参考1：ツキヨタケ



参考2：カキシメジ



参考3：カエンタケ



信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

健康福祉部 食品・生活衛生課 食品衛生係
(課長)久保田 耕史 (担当)矢島 康宏 荒川 知幸
電話:026-235-7155(直通)
026-232-0111(代表)内線 2661
FAX:026-232-7288
E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp